

審査基準整理票

処分名	公共棧橋の行為の許可		
根拠法令名	大津市公共棧橋の管理運営に関する規則 (平成18年条例第10号)	(条項) 第2条第2号	
基準法令名	大津市公共棧橋条例 (平成17年条例第97号) 大津市公共棧橋の管理運営に関する規則 (平成18年条例第10号)	(条項) 第3条 第4条第2項 第2条第1号	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
大津市公共棧橋の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第2条第2号に規定する市長の許可基準は、次に掲げる全ての事項を満たすこととする。			
(1) 本市の観光振興に寄与するものであること。			
(2) 大津市公共棧橋条例（次号において「条例」という。）第4条第2項各号に該当しないこと。			
(3) 条例第3条に掲げる行為及び規則第2条第1号に掲げる行為をするおそれがないこと。			

【根拠法令】

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則

(行為の禁止)

第2条 条例第3条第5号に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 市長の許可を得ないで行う次に掲げる行為
 - ア 物品を販売し、又は頒布すること。
 - イ 業として写真又は映画を撮影すること。
 - ウ はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
 - エ 工作物その他設備を設置すること。

【基準法例】

大津市公共棧橋条例

(行為の禁止)

第3条 何人も、棧橋においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 棧橋の施設又は設備を汚損し、又はき損すること。
- (2) 貨物その他の物件を放置すること。
- (3) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
- (4) 魚釣りをすること。
- (5) その他棧橋の管理上支障があると認められる行為であって、規則で定めるものをする
こと。

(使用の許可)

第4条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 棧橋の管理上支障があるとき。

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則

(行為の禁止)

第2条 条例第3条第5号に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 火気を使用すること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。